

湘北短期大学における公的研究費の不正防止計画

2022年10月

湘北短期大学 学長

1. 目的

湘北短期大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び本学の「公的研究費取扱規程」並びに「公的研究費使用マニュアル（細則）」（以下「本学ルール」という。）に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定する。

2. 実施事項

（1）「誓約書」の提出

本学は、採択された研究者に対して、研究費の適正な執行を促すため、本学ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求める。

（2）使用マニュアルの見直し

本学は、「公的研究費使用マニュアル（細則）」について、現場実態と乖離していないか常に確認し、見直しを行う。

（3）教職員への説明会・研修会の開催など（関係者の意識の向上と浸透）

本学は、研究者及び事務職員に対して、本学ルールの周知を図り、不正防止に向けた継続的な啓発活動を実施する。

（4）執行管理の確認

本学は、公的研究費の執行状況を常時把握し、適正な執行管理に努める。

（5）発注・納品・検収業務

本学は、発注について、購買担当を通し本学指定業者から原則として発注するものとする。納品・検収については、必ず当事者以外の者が実施する。さらに、適宜その使用状況の確認及び棚卸を実施する。

（6）旅費請求の確認

本学は、旅費について、執行前に「出張願」の妥当性を確認、執行後は、宿泊証明書の提出、出張先での購入物の領収書等の提出を求め、出張実態を把握する。

(7) 謝金の確認

本学は、謝金について、非常勤雇用者（アルバイト）に出勤簿の提出を義務づけ、内容の適切性を確保するため、勤務状況等について直接事実確認を行う。

(8) 内部監査の実施

本学は、内部監査の実施にあたって、適正な執行及び不正使用の防止を確保するため、無作為抽出による監査を実施するほか、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。

(9) 相談窓口及び通報窓口の周知・公開

本学は、不正使用に関する相談窓口及び通報窓口を周知し、ホームページ上に公開する。

以上